

耐震シェルター等設置助成制度



お問い合わせ先

都市整備部 住宅課 住宅係（西東京市役所保谷庁舎5階）
〒202-8555 西東京市中町一丁目5番1号
電話 042-438-4052 FAX 042-438-2022



西東京市

制度の概要

「耐震シェルター等とは、地震発生時にお住まいの住宅の倒壊から生命を守るための装置です。市では、この耐震シェルター等の設置に要した費用の一部を助成する制度を実施しています。

助成対象住宅

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された市内に存する木造住宅で、住居として使用している住宅です。（店舗等の併用住宅を含みます。）

賃貸住宅および使用貸借住宅の場合は、当該住宅の所有者から耐震シェルター等を設置することについての同意が必要です。

助成対象者

助成対象住宅に居住し、以下の全ての項目に当てはまる方が対象です。

- ① 高齢者^{※1} 又は障害者^{※2} がいらっしゃる世帯（単身世帯含む）
※1 高齢者 西東京市に居住する 65 歳以上の方
※2 障害者 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が 1 級から 4 級までの方
- ② 助成対象住宅に居住している世帯全員が申請日の属する年度の前年度の西東京市が賦課した市民税および都民税に未納がないこと。
- ③ 西東京市木造住宅耐震改修助成金交付要綱に規定する助成金の交付を受けていないこと。
- ④ 西東京市木造住宅耐震無料相談を受けていること。

助成金額

耐震シェルター等の設置に要した費用の 10 分の 9 以内で、30 万円を限度とします。（千円未満の端数は切り捨て）

なお、助成金の交付は、予算の範囲内で、同一の住宅に対して 1 回を限度とします。

助成手続き

耐震シェルター等設置助成の申請手続きは、以下の流れで行ってください。
必ず工事契約前に助成金の申請を行い、交付決定後に設置業者と契約し工事を行ってください。
工事契約後や工事完了後に申請を行っても助成金は交付されません。

事前相談

助成を受けようとする方は必ず事前相談をしてください。
**建築物の所在、所有者、建築年月日の確認ができる書類（固定資産税・都市計
画税資産明細書等）**をお持ちください。耐震シェルター等設置相談カードに記入
していただき、事前相談を実施します。

耐震無料相談

助成金の申請の前に**西東京市木造住宅耐震無料相談**を受けてください。
助成を受けるには、西東京市木造住宅耐震無料相談を受ける必要があります。

見積書徴取

市が指定する耐震シェルター等の中から、設置する耐震シェルター等を選定
し、設置業者から**見積書**を徴取してください。

助成金の 交付申請

申請書に**必要書類**を添えて提出してください。

申請書類

- ① 交付申請書
- ② 住宅の建築時期が確認できる書類
- ③ 耐震シェルター等の見積書
- ④ 世帯全員の住民票の写し
- ⑤ 世帯全員の前年度の市民税および都民税に未納がないことの証明書
課税されている方：納税証明書
非課税の方：非課税証明書（他の世帯員に扶養されている方は、扶
養している方の課税（非課税）証明書を提出すること
で、ご自身の非課税証明書の提出を省略できます。）
- ⑥ 身体障害者手帳の写し（障害者の方に限る）
- ⑦ 無料相談の相談結果
- ⑧ 住宅の所有者の同意を確認できる書類（賃貸住宅・使用借貸住宅の場合）

交付決定

助成金の交付が決定した方には、「**決定通知**」をお送りします。

工事実施

決定通知が届きましたら、速やかに設置業者と**契約**を結び、耐震シェルター等
の**工事**を実施してください。

完了報告

工事が完了しましたら、**完了報告書**に**必要書類**を添えて提出してください。

報告書類

- ① 完了報告書
- ② 契約書の写し
- ③ 領収書の写し
- ④ 耐震シェルター等の費用明細書の写し
- ⑤ 耐震シェルター等の仕様を確認できる書類
- ⑥ 耐震シェルター等の設置前、設置中及び設置後の状態が確認できる写真

交付確定

助成金の交付が確定した方には、「**確定通知**」をお送りします。

助成金の請求

確定通知が届きましたら、**助成金請求書**を提出してください。

助成金の交付

申請者名義の口座に助成金を振り込みます。